

平成28年度補正「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」 公募のご案内

**設備投資、
試作品・新サービス開発、
生産プロセス改善を支援。**

補助率：経費の2/3以内

	補助上限額
第四次産業革命型	3,000万円
一般型(※)	1,000万円
小規模型(※)	500万円

本事業は中小企業・小規模事業者が取り組む、経営力向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

■対象要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、下記要件のいずれかに取り組むものであること。

- 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
- 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

■事業詳細・助成内容等

第四次産業革命型

中小企業者等が第四次産業革命に向けて、IoT・AI・ロボットを活用する革新的ものづくり・商業・サービス開発を支援。

一般型・小規模型

中小企業者等のうち経営力向上に資する革新的ものづくり・商業・サービス開発を支援。

事業類型	補助上限額	補助率	設備投資	補助対象経費	
第四次産業革命型	3,000万円	2/3以内	必要	機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費	
一般型	1,000万円(※)	2/3以内	必要	機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費	
小規模型	設備投資のみ	500万円(※)	2/3以内	必要	機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費
	試作開発等	500万円(※)	2/3以内	可能 (必須ではない)	機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、クラウド利用費

※雇用増(維持)をし、5%以上の賃金引上げについては、補助上限を倍増。

※最低賃金引き上げの影響を受ける場合は、補助上限をさらに1.5倍(上記と併せ補助上限は3倍)。

■公募期間

平成28年11月14日(月)～平成29年1月17日(火)〔当日消印有効〕

※全ての詳細は、当会ホームページに掲載してある公募要領をご確認ください。

お問い合わせは島根県地域事務局又は最寄りの認定支援機関まで

島根県中小企業団体中央会 連携支援課 (TEL 0852-21-4809)

〒690-0886 島根県松江市母衣町55-4 商工会館4階 <http://www.crosstalk.or.jp/>